第四十三条の三 自動車に備える警告反射板は、その反射光により他の交通に警告することができるものとして、形状、反射光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

第65条 警告反射板の形状、反射光の色、明るさ等に関し、保安基準第43条の3の告示で定める基準は、別添76「警告反射板の技術基準」に定める基準とする。

- 第 143 条 警告反射板の形状、反射光の色、明るさ等に関し、保安基準第 43 条の3の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
 - 一 警告反射板の反射部は、一辺が 400 mm以上の中空の正立正三角形で帯状部の幅が 50 mm以上のものであること。
 - 二 警告反射板は、夜間 150 mの距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を 照射位置から確認できるものであること。
 - 三 警告反射板による反射光の色は、赤色であること。
 - 四 警告反射板は、路面上に垂直に設置できるものであること。

- 第 221 条 警告反射板の形状、反射光の色、明るさ等に関し、保安基準第 43 条の3の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
 - 一 警告反射板の反射部は、一辺が 400 mm以上の中空の正立正三角形で帯状部の幅が 50 mm以上のものであること。
 - 二 警告反射板は、夜間 150 mの距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を 照射位置から確認できるものであること。
 - 三 警告反射板による反射光の色は、赤色であること。
 - 四 警告反射板は、路面上に垂直に設置できるものであること。